

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 福祉車両利用料助成事業要項

(目的)

第1条 この事業は、神栖市内の身体障害者（児）及び高齢者で、車いすを使用しなければ外出できない者の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、福祉車両利用料金の一部を社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下、本会という）が助成するものとする。

(利用対象者の範囲)

第2条 この事業を利用できる者は、神栖市に居住する者で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 車いす使用者
- (2) 身体障害者（児）及び歩行困難な高齢者
- (3) その他、会長が適当と認めた者

(助成対象となる車両)

第3条 助成の対象となる車両は、神栖市及び神栖市に隣接する市町の自家用自動車有償貸渡業者（以下、貸渡業者という）が貸し出す、車いす乗降装置付きの普通自動車及び軽自動車とする。

(助成の申請)

第4条 本事業を利用するときは、事前に本会に福祉車両利用料金助成申請書（様式1）を提出し、本会の決定を受けなければならない。すでに助成決定されている者が次回の申請をする場合には、第8条に定める助成対象期間満了となる日の30日前から申請できるものとする。

(助成の決定)

第5条 本事業の利用申請が適切である場合、申請者に対し、福祉車両利用料金助成決定通知書（様式2）を交付する。

(福祉車両の利用)

第6条 福祉車両の利用にあたっては、利用者が事前に貸渡業者に利用予約し、貸渡業者の規約に従って利用しなければならない。

(助成額)

第7条 助成額は、福祉車両利用料金として貸渡業者に支払った額の10分の9（100円未満の端数は切り上げ）とする。なお、走行に必要な燃料や運行に必要な有料道路料、有料駐車料、利用予約取消料、その他の費用は助成対象に含まない。

(助成対象期間及び回数)

第8条 助成決定日の6か月後までを助成対象期間とし、助成対象期間内に利用のあった（1回の利用が複数日にわたる場合はその開始日を利用日とする）福祉車両利用料金を助成する。この期間内の助成回数の上限は12回とし、利用が複数日あった場合も1回と数える。

(助成金請求の期限)

第9条 この助成金は福祉車両利用日（1回の利用が複数日にわたる場合はその最終日）を含む180日以内に本会に福祉車両利用報告書並びに助成金請求書（様式3）にて請求するものとし、請求期限が過ぎた利用料金については助成しない。

附則

この要項は、平成30年10月1日より施行する。